

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（案）について
（概要）

1. 改正の趣旨

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号。以下「法」という。）第9条第5項の規定に基づき、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成28年厚生労働省告示第278号。以下「肝炎対策基本指針」という。）の見直しを行い、その一部を改正する。

2. 改正の内容

肝炎対策基本指針については、法第9条第5項において、厚生労働大臣は少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

ついては、肝炎対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ B型肝炎に対する根治薬の開発及びC型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すこと
- ・ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であり、関係者が地域の実情や特性に応じた取組を推進することが必要であること
- ・ 肝炎ウイルス検査を受けたことがない人に対する効果的な広報に取り組むこと
- ・ 国は、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ事業における都道府県と市町村間の情報共有の実態を調査し、好事例の横展開等の施策を検討すること
- ・ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成や、その活動状況の把握、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めること
- ・ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を推進すること
- ・ 国は、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進めること

等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

法第9条第5項及び同条第6項において準用する同条第4項

4. 適用日等

告示日：令和4年2月下旬（予定）

適用日：告示の日